

水産業改良普及事業指導事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県知事 増田 寛也

水産業改良普及事業指導事務処理規程の一部を改正する訓令

水産業改良普及事業指導事務処理規程（昭和35年岩手県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(普及指導員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 普及指導員は、<u>技術吏員</u>のうちから知事が任命する。</p> <p>3～5 [略]</p> <p><u>(提出書類)</u></p> <p>第4条 地方振興局長は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期日までに水産技術センター所長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 毎年度の改良普及区域指導計画(様式第1号) 当該年度の前年度の3月1日</p> <p>(2) 毎年度の改良普及区域指導活動記録(様式第2号) 当該年度の翌年度の4月10日</p> <p>(3) 毎月の改良普及区域指導活動記録(様式第3号) 当該月の翌月の10日</p> <p>2 水産技術センターに置く普及指導員は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める期日までに水産技術センター所長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 毎年度の普及指導員指導活動記録(様式第4号) 当該年度の翌年度の4月10日</p> <p>(2) 毎月の普及指導員指導活動記録(様式第5号) 当該月の翌月の10日</p> <p>3 普及指導員は、毎日の普及指導員指導活動記録(様式第6号)を当該日の翌日までにその勤務を命ぜられた地方公所の長に提出しなければならない。</p>	<p>(普及指導員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 普及指導員は、<u>職員</u>のうちから知事が任命する。</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。